



ケアプラン作成時の注意点

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今年度も「テキセイカだより (vol.16)」でお伝えした、ケアプラン点検個別面談を令和3年5月から12月にかけて実施しました。個別面談で、ケアマネジャーのみなさんからの質問や講師から確認を受けることが多かった点を元に「ケアプラン作成時の注意点」をお伝えします。

1 居宅サービス計画書標準様式の一部改正

●居宅サービス計画書 第1表 [【介護保険最新情報 Vol.958】](#)

①利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果

利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたと考えているのか意向を踏まえた課題分析の結果を記載する。

その際、「自立支援」に資するための解決しなければならない課題が把握できているかの確認もする。

今年度の法定外研修でもお話がありましたので、もう一度確認しましょう。

②総合的な援助の方針

利用者及び家族を含むケアチームが確認、検討の上、総合的な援助方針を記載する。あらかじめケアチームにおいて、どのような場合を緊急事態と考えているかや、緊急時を想定した対応の方法等について記載することが望ましい。例えば、利用者の状態が急変した場合の連携等や、将来の予測やその際の多職種との連携を含む対応方法について記載する。

●ケアプランの軽微な変更の内容について [【介護保険最新情報 Vol.959】](#)

利用者の状態に大きな変化がみられないの取り扱いが追加になっています。

「茨木市における軽微な変更について」【別紙1】及び、テキセイカだよりvol.12の確認をお願いします。

2 入浴介助加算Ⅱについて (R3年度介護報酬改定)

入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者やその家族が同意のもと、居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことが出来る様になることを目的とするものです。

この場合の「居宅」とは、[【介護保険最新情報 Vol.974】](#)

に示している通りです。

算定要件を確認し、目標が変更になるのであれば、担当者会議、ケアプランの書き換えが必要です。



3 通所介護の加算

通所介護の加算はサービス事業所からの提案で安易に算定するのではなく、アセスメントから利用者に必要などうかの検討をし、利用者、家族に説明し承諾を得なければいけません。

令和3年度介護保険報酬改定における改定事項では口腔・栄養スクリーニング加算、栄養マネジメント加算、科学的介護推進加算等、新しい加算があります。

ケアマネジャーはその加算の説明が出来るよう、算定要件等を把握しておきましょう。

[【令和3年度介護報酬における改定事項について R3.1.18】](#)



4 プランの記載漏れ

担当者会議を開き適切な手順に添ってケアプラン作成しているのにも関わらず、第2表でのケアプランの記載漏れがありました。

ケアケアプランに載っていないサービスは算定できません。ケアプラン作成時に、再度の確認をしましょう。

5 福祉用具の利用の仕方

●ショートステイ利用中に、居宅で貸与している車椅子や歩行器等の福祉用具を施設に持ち込んで使用していたケースがありました。

テキセイカだよりvol.1でもお知らせしているように、短期入所施設への福祉用具貸与の持ち込みは原則として認められません。

施設内での福祉用具の費用は短期入所サービスの報酬に含まれているものであり、施設内で使用する福祉用具は施設が用意するべきものと考えます。

●付属品のマットのみの使用したケースがありました。

テキセイカだよりvol.8でお知らせしているように、付属品のみの貸与は原則認められません。ただし、介護保険対象の本体を自費で購入している場合等本体と一体的に使用するのであれば算定が可能です。



ケアプラン点検ではケアマネジャーさんから、最初は緊張したが自身では分からなかった気づきがあったとの感想をよくいただきます。

来年度も自立支援に資する適切なケアプランができるよう一緒に学びを深めていきましょう。

茨木市における軽微な変更について

茨木市地域包括支援センター連絡会

令和元年11月1日

★軽微な変更として取り扱う内容

- ・ サービス提供日の変更（例）振替利用等
- ・ サービス提供の時間帯変更
- ・ サービス提供の曜日変更
- ・ サービス提供の回数変更
→例）サービス提供回数を週1回から週2回へ変更する場合。（週1回から週3回への変更は軽微とは言えない）
- ・ 利用者の住所変更
→ただし、目標や支援内容に変化がない場合に限る
- ・ 事業所の名称変更
- ・ 目標期間の延長
→例①）短期集中予防サービスの利用時
例②）目標は達成したが評価するには期間が短く、数か月延長する場合
- ・ 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合
- ・ 目標もサービスも変わらない単なる事業所変更
→例①）事業所が休止になる場合
例②）人員不足により事業所が変更になる場合
- ・ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
→例）デイのリハビリメニュー等が変更になる場合
- ・ 担当介護支援専門員の変更
→ただし、同一事業所内での変更の場合に限る

*軽微な変更であっても、必要に応じて情報共有としてのサービス担当者会議を開催して下さい

☆介護予防サービス計画書を変更する場合

- ・ 更新時
- ・ 1年（最長）の見直し時
- ・ 区分変更時
- ・ 新しいサービスを追加した時
- ・ 担当介護支援専門員を変更した時 →事業所変更があった場合
- ・ サービス提供事業所を変更した時
- ・ アセスメント領域に大きな変更があった場合
- ・ 臨時的、一時的な変更ではない場合
→例）インフルエンザで1か月のみヘルパーの回数を週1回から週3回に増やす場合等